

○河北郡市広域事務組合会計管理者事務の専決等に関する規則

制定 平成18年12月6日 規則第13号

改正 平成19年3月30日 規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、会計管理者の事務の専決及び代決に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会計管理者がその権限に属する事務に関し、意思の決定を行うことをいう。
- (2) 専決 会計管理者の事務のうち、あらかじめ定められた特定の事務の処理に関し、会計管理者に代わって意思の決定をさせることをいう。
- (3) 代決 会計管理者又は専決権者（以下「会計管理者等」という。）が不在のとき、又は欠けたときに、会計管理者等の権限に属する事務に関し、会計管理者等に代わって意思の決定を行うことをいう。
- (4) 不在 傷病、出張又は休暇、その他の理由により、決裁は専決できない状態にあることをいう。

(専決)

第3条 出納員は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 10万円以下の支出命令の審査及び支出負担行為の確認に関する事項
- (2) 10万円以下の歳計現金の歳入調定額通知書及び歳入歳出外現金の受入通知書の受理に関する事項
- (3) 誤払金等の戻入に関する事項
- (4) 資金前渡、概算払、前金払等の精算の報告に関する事項
- (5) 小切手の振出しに関する事項（1件50万円未満のものに限る。）
- (6) 歳入に係る過誤納金の戻出に関する事項
- (7) 釣銭準備金の決定並びに出納及び保管に関する事項
- (8) 重要物品を除く返納物品の不用の決定に関する事項
- (9) 隔地払依頼書、送金通知書、送金通知書再発行通知書、口座振替依頼書、現金支払通知書及び公金振替依頼書の発行又は交付に関する事項
- (10) 在庫物品の交付に関する事項
- (11) 物品の保管転換の承認に関する事項

(代決)

第4条 会計管理者が不在のときは、職務の級の高い出納員（職務の級が同じものについては、給料の号級の高い出納員。）がその事務を代決する。

2 前項に定める出納員が不在のときは、その事項を主務する係長がその事務を代決する。ただし、出納員専決事項に限る。

(代決の特例)

第5条 前条の代決は、疑義のあるもの又は異例若しくは重要なものについては、代決することができない。ただし、事前にその処理について指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものにあつては、この限りでない。

(代決後の手続)

第6条 代決した事項については、当該代決者において必要と認められるものについては、その文書に「後閲」の表示をしなければならない。

2 前項の規定による「後閲」の表示をした文書は、当該事務の主務者が速やかに後閲者の閲覧を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。